

保育の実施要件及び提出書類

保育を必要とする要件を証明する書類

保育を必要とする要件		提出する書類名	条件・注意事項等
就労	勤め・パート・内職をしている、または内定している方	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> 勤めの場合 <u>1カ月に64時間以上</u>の稼働実績があること。(おおむね4H×週4日) 内職の場合 <u>1カ月に2万円以上の収入かつ64時間以上</u>の稼働実績があること
	自家営業又は農業・漁業等に従事している方	自家営業・農業・漁業申告書 事業主 : 確定申告書の写し 青色事業専従者 : 事業主の前年分確定申告書の写し※第二表の事業専従者に記載があるか確認すること(記載が無い場合は決算書の写し、今年中に専従を開始した場合は「青色事業専従者給与に関する届出書」の写し) 白色事業専従者 : 事業主の前年分 確定申告書の写し ※確定申告の写しは、第一表・第二表を提出してください	<ul style="list-style-type: none"> <u>1カ月64時間以上(休憩時間を除く)</u>にわたり稼働実態があること。
疾病	医師の診断書または証明書(原本)など (保育ができない理由、状態が記入されていること)		<ul style="list-style-type: none"> <u>約1ヵ月以上</u>の入院または加療(安静)を必要とすること 入所できる期間は、入院期間・加療が必要と認められた期間となります。
心身に障がいがある	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳の写し (氏名・障がい級数・障がい名等が分かるページの写し) 		<ul style="list-style-type: none"> 最新のもの
同居または長期入院等している親族の介護、看護	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民生委員の確認書(同居している場合) 【介護】 ① 介護保険証、要介護認定の結果通知書及びケアプランの写し 【看護】 ① 障がい者手帳の写し(氏名・介護度・障がい級数・障がい名等がわかるページの写し) ② 長期入院に係る書類 ③ 身体障がい者(児)の通園、通学状況の分かる書類 ※(1)及び【介護】①又は【看護】①・②・③の該当するもの		<ul style="list-style-type: none"> <u>6ヵ月以上介護等</u>が必要であること 介護の場合は、介護認定を受けていること 介護、看護される場合は、<u>常時介護、看護される条件(月64時間以上、自宅又は病院等で介護又は看護)</u>が必要です。 同居の親族の介護、看護している場合は地区の民生委員に連絡をとり証明をもらってください。 <u>別居の親族の介護の場合</u>、その者が市外に在住するひとり世帯の場合は、住民票謄本 別居の親族を介護している場合で、介護等を必要とする本人に同居者がいる場合、その世帯の住民票謄本のほか、同居者につき、介護等ができない証明(就労証明書等)
妊娠、出産	出産に関する退園・継続確認書(母子手帳の写しを添付)		出産の場合は保育に欠けると認められる期間は、 <u>出産予定日の2ヵ月前の初日から、出産月から3ヵ月後の月末の期間内の最長6ヶ月</u> でお預かりします。
震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている	罹災証明書		災害状況により証明書が異なりますので御注意ください。

保育を必要とする要件	提出する書類名	条件・注意事項等
就学（職業訓練を含む）	在学証明書、入学許可書または学生証の写し及び通学日数や授業のスケジュールなどが分かる書類	・ <u>1ヵ月64時間以上就学されていること</u>
求職活動 開業準備	求職活動状況報告書とハローワーク受付票 （ハローワーク受付票の写しを提出） 開業準備-開業準備をしていることがわかる書類 〔税務署提出の開業届（案でも可）、融資を受ける場合、新創業融資制度の申告書等〕	<u>90日以内に就労証明書を提出すること</u> 。提出されない場合は退園となります。 ※原則短時間
育児休業取得時に、既に保育園を利用している子がいて継続利用が必要	出産に関する退園・継続確認書 （母子手帳の表紙及び予定日が記載されているページの写し） ※1年半を超える育児休業を取得される場合は就労証明書を添付	出産から1年半または就労先で定められている育休期間（最長3年） ※原則短時間